

# 那珂市立小中学校適正規模化基本計画（案）

～無限∞の可能性を秘めた子どもたちの未来のために～



那珂市教育委員会

## 目 次

1. はじめに	1
2. 那珂市立小中学校の現状	2
(1) 学 区	
(2) 小中学校の位置	
(3) 児童生徒数の推移	
(4) 学校数と学級数の推移	
(5) 那珂市立小中学校の施設状況	
(6) 那珂市立学校給食センター	
3. 適正規模化の必要性	5
(1) 小規模校のメリット、デメリット	
4. 国・県における基準と考え方	8
5. 那珂市立小中学校の適正規模基準と基本的な考え方	9
(1) 那珂市立小中学校の適正規模基準	
(2) 那珂市立小中学校の適正規模化に伴う基本的な考え方	
6. 適正規模化の具体的方向性	11
(1) 学校の区分	
(2) 那珂市立小中学校の学校分類と方向性	
(3) 適正規模化推進にあたっての必要事項	
7. 適正規模化に向けた具体的方策	15
8. 廃校舎の活用	16
9. 適正規模化推進校の統合計画	17
(1) 本米崎小学校	
(2) 戸多小学校	

## 1. はじめに

全国的に進行を続けている少子化、そして高齢化の波は那珂市においても例外ではなく、年々児童生徒数の減少傾向が続いており、さらに教育を取り巻く社会環境のめまぐるしい変化は、児童生徒数の減少と共に教育に大きな影響を及ぼしています。減少傾向を続ける児童生徒数は、小中学校の小規模化を招き、学校の運営面や子供たちの人格形成など社会の一員として成長していくうえで様々な影響が懸念されるようになりました。

本来、「少子高齢化」という大きな全国的流れが、これらの問題を含め、多くの社会問題の根源となっていることから、問題解決のため社会全体の大きなテーマとして抜本的な対策を国を含め国民全体で考え取り組んでいく必要があると考えます。

平成17年に旧那珂町と旧瓜連町が合併し、那珂市として新たにスタートして6年が経過した現在、一部の学校では複式学級による編成を余儀なくされている状態が続いており、今後さらに増加することが予想されています。

また、学校施設等についても、ほとんどが築後35年以上経過し、耐震化工事を含め、大きな財政的負担を強いられる時期を迎えています。

全国各地で、小中学校の適正規模等について検討を始めている中で、那珂市教育委員会は、子どものより良い教育環境の充実と健全な学校運営を目指し、平成21年12月に「那珂市立小中学校適正規模等検討委員会」を設置し、小中学校の適正規模化等について報告を受けました。

検討委員会の報告を受け、那珂市の子どもたちにとっての理想的教育環境の整備を目指し、「那珂市立小中学校適正規模化基本計画」を策定しました。

この「那珂市立小中学校適正規模化基本計画」に基づき、那珂市の子どもたちにとってより良い教育環境を整備することを第一の目的として適正規模化を進めていくものです。

## 2. 那珂市立小中学校の現状

那珂市の学校数は、小学校が11校、中学校が5校で、平成22年5月現在、児童数3,093名、生徒数1,527名となっており、総学級数は、小学校が111学級、中学校が42学級となっています。

また、1校あたりの児童生徒数も深刻化する少子化の影響から、減少しており、小学校1校が平成18年度から複式学級の編成を余儀なくされています。

### (1) 学 区

通学区域は、児童生徒数の適正規模及び通学距離、通学の安全性、地域における住民活動テリトリーなどを考慮して設定されています。

### (2) 小中学校の位置

小中学校の位置は、ほぼ当該学区の中心に位置していますが、本米崎小学校は東海村との境界付近、第一中学校と第四中学校は分割されたためお互い境界付近に位置しています。

通学距離は、小学校については、おおむね3.5km以内、中学校については6km以内となっていますが、戸多地区及び五台地区の一部では小学校まで4km程度、中学校まで10km程度となっています。

### (3) 児童生徒数の推移

那珂市の総人口は、平成17年まで微増傾向を示していたが、年少人口(0～14歳)については、昭和60年頃から出生数の減少により減少の一途を続けており、近年総人口も減少傾向にあります。近年合計特殊出生率にやや回復傾向が見られつつあるものの、この傾向は今後ますます顕著化することが予想されます。

那珂市における小中学校の児童生徒数は、少子化の影響により、小学校においては、昭和56年度の4,938人をピークに、中学校においては、昭和62年度の2,679人をピークに年々減少傾向を示しています。

近年の児童生徒数は、平成2年度には、6,635人でしたが、平成22年度には、4,620人となり、20年の間に約3割強減少しており、10

年後の平成 32 年度には、約 3, 500 人と昭和 61 年度当時の約半分程度の水準になると予想され、ますます学校の小規模化が進むものと予想されま  
す。

また、以前はほとんどが公立学校へ入学し、私立学校へ入学する児童生徒は一部でしたが、近年、特に保護者の私立中学校への進学志向が強くなる傾向（平成 22 年度私立小学校在籍者は 19 人、私立中学校在籍者は 88 人となっています。）が見られることから、魅力ある公立学校づくりが今後のひとつの課題となっています。

◇児童生徒数の推移 (人)

	昭和56年度	62年度	平成元年度	10年度	20年度	22年度
児 童	4,938	4,306	4,234	3,785	3,136	3,093
生 徒	2,126	2,679	2,540	2,197	1,626	1,527

(学校基本調査より)

(4) 学校数と学級数の推移

小学校数については、昭和 50 年代の菅谷地区を中心とした市街地の開発による人口増加にともない、昭和 54 年に菅谷西小学校が、昭和 62 年に菅谷東小学校が開校し 10 校に増加し、さらに、平成 17 年の合併により 11 校となり現在に至っています。中学校数については、昭和 61 年に第四中学校が開校し 4 校に増加し、合併により 5 校となり現在に至っています。

小中学校の学級数については、平成 2 年度には、213 学級でしたが、平成 18 年度から複式学級による編成が生じ、平成 22 年度には、178 学級となり、20 年の間に約 20% 近く減少しています。10 年後の平成 32 年度にはさらに減少し、148 学級になると予想されます。

◇学級数の推移 (学級)

	昭和56年度	62年度	平成2年度	10年度	20年度	22年度
小学校	144	137	143	133	121	124
中学校	60	71	70	66	58	54

(学校基本調査より)

#### (5) 那珂市立小中学校の施設状況

小中学校の校舎については、一部木造校舎を除き、鉄筋コンクリート造りとなっており、ほとんどが昭和56年以前の建築基準法による建造物で築35年以上が経過しているため、老朽化は否めない状況となっています。

現在、茨城県耐震改修促進計画は、平成27年度までに90%完了を目標に掲げており、市においても、県計画をうけ、市耐震改修促進計画の策定作業を進めています。

学校施設は、安全な教育環境の確保の面ばかりではなく、非常災害時等において、地域住民の緊急避難場所としての重要な役割を担う施設であることから、早急に耐震化を進め安全性の確保を図る必要があります。

#### (6) 那珂市立学校給食センター

学校給食センターは、那珂センター、瓜連センターの2ヶ所稼動しており、小中学校16校にセンター方式により給食を供給しています。那珂センターは、小学校9校、中学校4校へ約4,200食、瓜連センターは、小学校2校、中学校1校へ約770食供給しています。



### 3. 適正規模化の必要性

基本的に学校教育は集団で行われるものであり、特に小学校期は、基本的な人格が形成される重要な成長期です。集団による学校生活の中で色々な人格と接し、様々な体験を経て人間的成長と共に社会性を身につけていくためには、一定規模での教育が重要であると思われます。

中学校においてはさらに様々な個性に接し、集団生活・集団活動の中で様々な考え方にふれ、相互に刺激しあい切磋琢磨しながら自分を成長させていく場であるため、適正規模での教育ができる学校規模の確保が重要です。

近年、学校生活の大半を学級担任の先生と生活していた小学校から教科担任制の中学校へ進学する過程において、精神面、学習面での問題、新たな人間関係の構築に適応できず、ストレスと戸惑いを感じる中一ギャップと呼ばれる生徒が増える傾向にあります。特に小規模な小学校においては、家族的な環境の小学校生活の中で過ごした生徒が、規模が大きくなった中学校の生活に順応できない傾向が見られます。

また、教員数については、教員配置基準に基づき学級数により教員の配置人数が決定されており、特に中学校は教科担任制であるため、小規模校の場合、教科により指導に支障が生じたり、団体競技や部活動の指導に制約を受けたりと教育環境が厳しいものとなります。

このような事から、児童生徒にとっての良好な教育環境を提供し、充実した学校教育を図るため、一定の規模を確保するための学校の適正規模化を進める必要が生じています。

#### (1) 小規模校のメリット・デメリット

前述のように、児童生徒の人間的成長と社会性を育成する上では、お互いに切磋琢磨できる一定規模が必要とされています。一方、少人数教育という違う視点から見れば、小規模校は有効な教育環境であると言えます。小規模であるが故、一人ひとりに目が届き、個々の個性に合せたきめ細かな教育が可能になり、小規模校ならではの創意工夫と家庭や地域の協力により地域に根ざした教育が実践されています。このように小規模校には小規模ならではのメリットも多く、一概に小規模校の是非を決することは困難です。

このため、小規模校におけるメリット・デメリットについて次のようにまとめました。

小規模校の主なメリット・デメリット

メリット	デメリット
<p>【学習】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童・生徒一人ひとりが主体となって、個性や特性に応じたきめ細やかな指導がしやすく、学習内容の定着度が高くなる。</li> <li>2. 児童・生徒一人ひとりについて、個性や課題等についての教職員全員での共通認識が図りやすい。</li> <li>3. 教材・教具や普通教室・特別教室・体育館など必要に応じて十分に活用することができる。</li> </ol> <p>【生徒指導】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童・生徒一人ひとりの家庭との連携が密になり、地域の協力も得やすく、問題発生時の早期解決もしやすい。</li> <li>2. 児童・生徒相互の交流・理解が十分に可能になり、信頼関係が構築しやすい。</li> <li>3. 校外での児童・生徒個々の行動の把握がしやすい。</li> </ol>	<p>【学習】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教師数の絶対数が少なくなるため、特に中学校では、全教科の教師が配置されない可能性がある。</li> <li>2. 児童・生徒同士及び教師同士等の情報量が少なくなり、多様な知識・価値観等が得にくい。</li> <li>3. 総合的な学習の時間など、グループ学習において多様なグループ分けが難しい。</li> <li>4. 児童・生徒数が少なく、運動会、体育祭、音楽会など多人数による集団学習の成立が難しい。</li> </ol> <p>【生徒指導】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教師に対する依存性が高くなる傾向があり、自立心が育ちにくい。</li> <li>2. 家族的雰囲気から競合する機会が少なく、競争心や社会性が育ちにくい。</li> <li>3. 少人数のため、リーダーが育ちにくい、又はリーダーが固定化される傾向がある。</li> </ol>



【学校行事・クラブ活動】

1. 児童・生徒一人ひとりが、主役として活躍する場が多くできる。
2. 学級の間関係が深まりやすく、計画等の話し合いや実践がスムーズに進行しやすい。

【学校経営】

1. 少数の教職員のため、経営方針等や校務について共通理解が得やすく、協力が容易になり実践が徹底しやすい。
2. 少数の教職員のため、一人ひとりの業務量が多岐にわたり、視野が広がるとともに多彩な経験が積み、学校全体を掌握できやすい。
3. P T A活動において、家庭的雰囲気により協力が得やすい。

【学校行事・クラブ活動】

1. 運動会、体育祭、音楽会などの団体行事で種目や内容に制限が生じたり、運営などで個々の負担感が強くなったりする傾向がある。
2. クラブや部活動の種類が限定されるなど、選択の幅が限られる傾向にある。

【学校経営】

1. 小規模学校のため、活動スケールが小さくなる傾向にある。
2. 教師一人当たりの校務分掌が多くなる傾向になり、児童生徒に費やす時間が少なくなる傾向にある。
3. 中学校の教科担任制においては、担当授業時間数の増加や免許外などにより、教材研究など授業に対し十分な対応がとりづらい傾向にある。
4. P T A活動において、保護者の負担が大きく、また、一人当たりの仕事量が多くなる傾向にある。

#### 4. 国・県における基準と考え方

国及び県においては、「学校教育法施行規則第41条」及び「公立小・中学校の適正規模について（指針）」により、学級数の基準や考え方を示しています。

◇ 国の学級数基準（学校教育法施行規則第41条）

- 小学校・・・12学級以上18学級以下を標準とする。
- 中学校・・・12学級以上18学級以下を標準とする。
- ・ 地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

◇ 茨城県の小中学校の適正規模の基準

- 小学校においては、クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい。
- 中学校においては、クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい。

(公立小・中学校の適正規模について指針より)

◇ 茨城県の適正配置を進めるにあたっての考え方

- 児童生徒の学習環境を充実させるために、複式学級の解消を積極的に図るべきである。
- 小学校においては、全ての学年においてクラス替えが出来ない1学年1学級の学校について、統合を検討すべきである。
- 中学校においては、クラス替えが出来ない5学級以下の学校について、生徒の教育環境の面から統合や近隣校との学区の見直しを検討すべきである。

(公立小・中学校の適正規模について指針より)

## 5. 那珂市立小中学校の適正規模基準と基本的な考え方

### (1) 那珂市立小中学校の適正規模基準

学校教育施行規則などでは、小中学校とも「12学級以上18学級以下」を標準若しくは適正規模とされています。

那珂市においては、地域性及び少人数学級（35、30人学級）の推進状況を踏まえて、小学校では、クラス替えのできる12学級以上を、中学校では、クラス替えができ、すべての教科担任が配置できる9学級以上を適正規模基準として決めました。

○ 那珂市立小学校の適正規模は「12学級以上」とする。

○ 那珂市立中学校の適正規模は「9学級以上」とする。

### 【参考】

#### ◇学級数による学校規模の分類

国の基準	学校規模	過小規模	小規模	統合の場合の適正		大規模	過大規模
	学級数	1～5	6～11	適正規模	規模	25～30	31以上
				12～18	19～24		

(昭和59年文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」より)

## (2) 那珂市立小中学校の適正規模化に伴う基本的な考え方

国の基準、県の考え方を踏まえ、児童生徒にとってより良い教育環境を提供するため、小学校及び中学校の適正規模化に伴う基本的な考え方を次のとおり決めました。

### 【小学校】

- 児童の教育環境を充実させるために複式学級の解消を図る。
- 全ての学年でクラス替えのできない1学年1学級の学校について統合を検討する。
- 適正規模化にともなう統廃合は、基本的に当該学校を廃校とし、近隣学校との統合により進める。

### 【中学校】

- 全ての学年でクラス替えのできない1学年1学級の学校について統合を図る。
- 適正規模化にともなう統廃合は、基本的に当該学校を廃校とし、近隣学校との統合により進める。

## 6. 適正規模化の具体的方向性

### (1) 学校の区分

那珂市における児童生徒数、学級数の現状及び将来推計、地域環境等を総合的な視点に基づいて定めた、適正規模基準と基本的な考え方に基づき、学校を「適正規模化推進校」、「適正規模化検討校」、「適正規模校」の3つに区分しました。

#### 「 適正規模化推進校 」

- 小学校においては、複式学級（5学級以下）の編成を余儀なくされている学校
- 中学校においては、クラス替えの出来ない（3学級以下）学校

⇒ 児童生徒のより良い教育環境の整備を最優先にする観点から諸事情を考慮しつつ積極的に統合を進めるべき学校。

#### 「 適正規模化検討校 」

- 小学校においては、茨城県の掲げる適正規模である12学級に満たない（6学級から11学級）学校
- 中学校においては、茨城県の掲げる適正規模である9学級に満たない（4学級から8学級）学校

⇒ 那珂市において小学校は地域密着型であり、中学校はおおむね教科担任が確保可能なことから、基本的には存続する学校とし、将来的に児童生徒数など諸条件及び学校を取り巻く環境を総合的に勘案し検討に入る学校。

#### 「 適正規模校 」

- 小学校においては、茨城県の掲げる適正規模である12学級以上の学校
- 中学校においては、茨城県の掲げる適正規模である9学級以上の学校

⇒ 全学年でクラス替えが可能である小学校、中学校で、県の基準を満たす適正な学校。

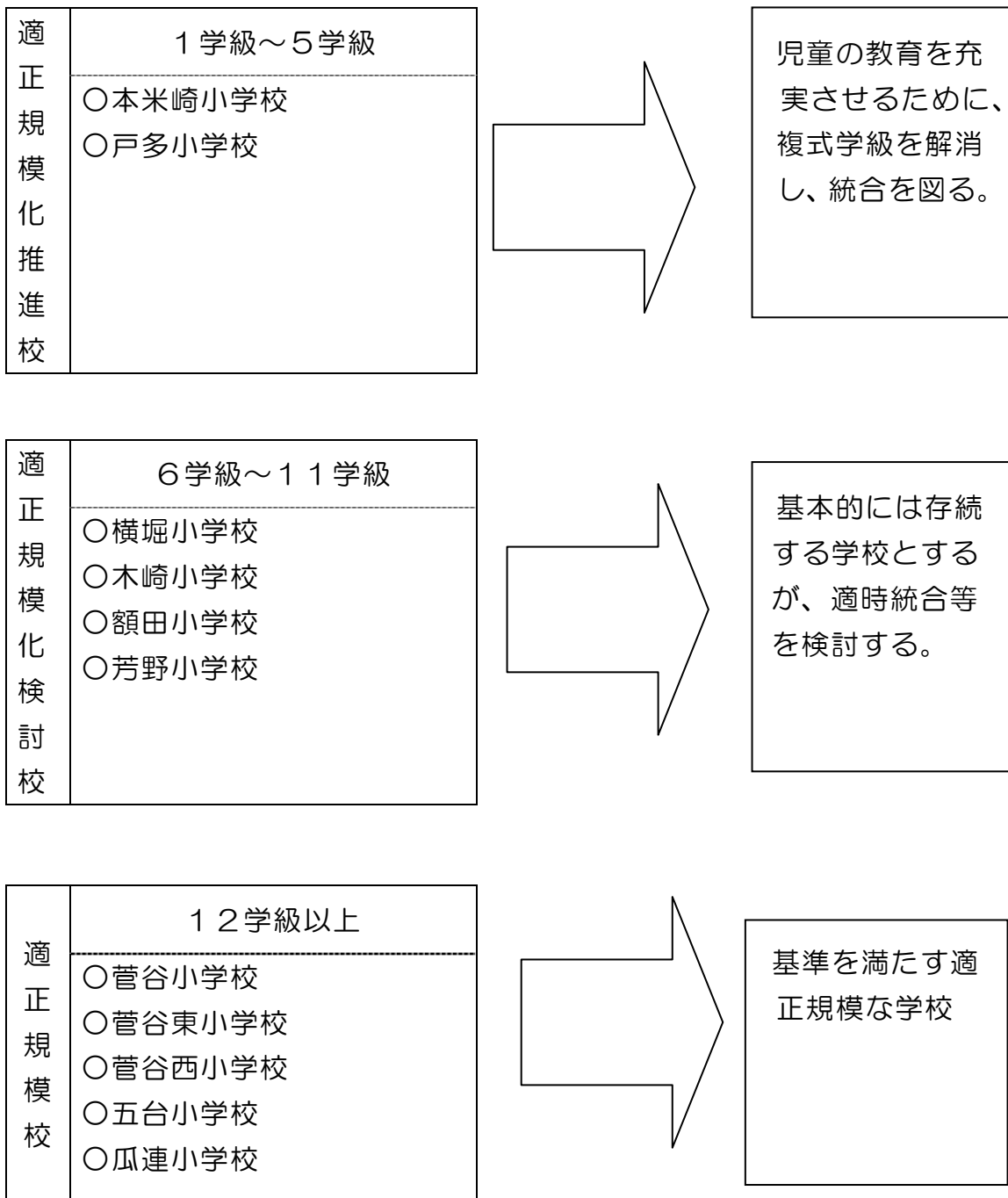
(2) 那珂市立小中学校の学校分類と方向性

学校区分に基づき、市立小中学校を次のように分類しました。

適正規模化推進校については、積極的に統合を図っていきます。

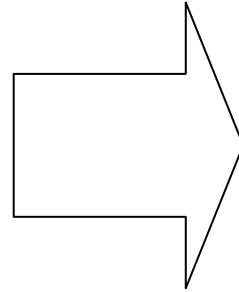
適正規模化検討校については、基本的には存続校としましたが、将来の学校を取り巻く社会状況及び教育環境の変化等を踏まえて、適時統合等を検討することとします。

【小学校】



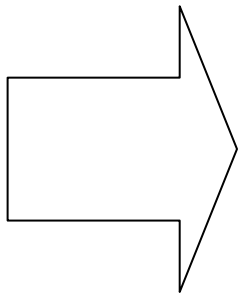
【中学校】

適 正 規 模 化 推 進 校	1学級～3学級
	○該当校なし



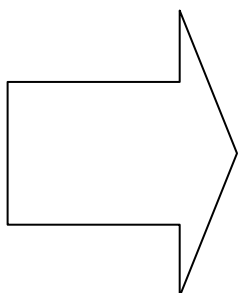
全ての学年でクラス替えのできない1学年1学級の解消のため統合を図る。

適 正 規 模 化 検 討 校	4学級～8学級
	○第二中学校 ○第三中学校 ○瓜連中学校



基本的には存続する学校とするが、適時統合等を検討する。

適 正 規 模 校	9学級以上
	○第一中学校 ○第四中学校



基準を満たす適正規模な学校

### (3) 適正規模化推進にあたっての必要事項

小中学校の適正規模化を図っていくにあたり、那珂市における適正規模化の基本的な考え方をまとめましたが、特に地域にとって身近な小学校については、慎重な検討とていねいな対応が重要です。このため、具体的に適正規模化を進めるにあたって必要となる事項を、次のようにまとめました。

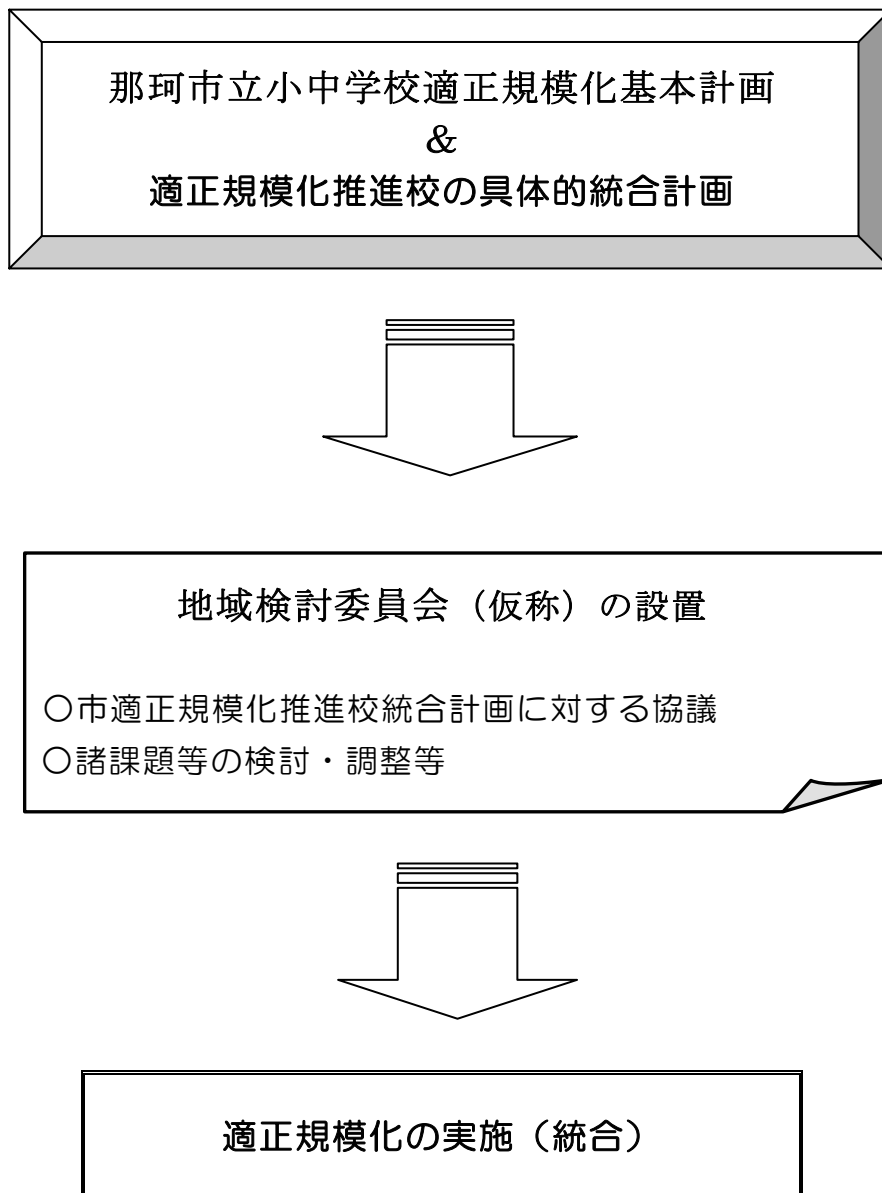
- 適正規模化への具体的な方策については、それぞれのケースに応じ検討することとするが、当該地域の意向を尊重して進める。
- 当該学校における地域の実情を十分に考慮する。
- 適正規模化の実現により、通学距離及び時間が長くなる傾向にあることから、通学路の安全の確保を図る。
- 小中一貫校などによる新たな教育体制も視野に検討を進める。
- 統合にともなう学区については、基本的に統合するものとし、「那珂市指定校変更が認められる基準等」を原則とするが、統合にともなう地域の諸実情に柔軟に対応する。
- 統合にともない、通学距離及び通学時間の長くなる子どもたちの通学の安全確保は重要な課題であることから、遠距離通学になる子どもたちには、スクールバス等を運行する。



## 7. 適正規模化に向けた具体的方策

小中学校の適正化を進めるにあたっての具体的方策については、これまでに記した主旨、適正規模化推進にあたっての必要事項に配慮しつつ地域住民の理解と協力に基づき進める必要があります。

特に小学校の適正規模化を進めるにあたっては、地域との密接な関係がより強いことから、地域住民の意向を反映・尊重しながら推進していくことが重要です。このため、統合による適正規模化を図る場合には、当該地区まちづくり委員会等を活用した地域検討委員会（仮称）を設け、地域主導により進めていくこととします。



## 8. 廃校舎の活用

学校施設は、貴重な財源を基に整備された教育施設であると共に、地域住民にとって憩いの場であったり、コミュニケーションを図る身近な場となっています。

また、学校施設は地域の避難場所としても重要な役割を担っている公共施設であることから、地域の実情や要望等を十分踏まえ、多面的観点から積極的に有効活用を検討していくことが望まれています。

全国の統廃合による廃校の活用状況は、既存建物を活用している例は6割で、残り4割は取壊しあるいは未活用のまま放置されていると言われており、木造校舎の方が、RCの校舎に比べ耐震補強も改修も比較的容易であるため活用されやすい傾向にあるようです。

当市における施設活用に当たっては、学校施設の持つ本来の教育施設としての機能を活かした施設としての活用を検討することも有効利用のひとつと考えますが、施設の耐震補強の必要性などを総合的に判断して、安全性の確保を最優先させなければなりません。

さらに施設の未活用の場合には、地域生活の安全確保のため廃校の防犯対策を講じる必要があります。

いずれにしても、学校としての役割を終えた後も、国、県の補助制度を有効に活用しながら、地区まちづくり委員会等の意見を尊重しながら、関係機関と十分に協議を重ね、創意と工夫により施設の有効活用化を図ることとします。

### 【廃校舎の活用例】

#### ○ 社会教育、体育施設

- ・ 自然体験学習施設（星座観察等）
- ・ 宿泊研修施設
- ・ 童遊びの伝承館
- ・ 地域コミュニティー施設（地域活動拠点）
- ・ カルチャースクール
- ・ ギャラリー
- ・ 資料館
- ・ キャンプ場
- ・ スポーツセンター

#### ○ 福祉施設

- ・ 高齢者交流施設
- ・ 複合型福祉施設
- ・ 障害者福祉施設

#### ○ その他

- ・ 防災・避難施設
- ・ 備蓄倉庫
- ・ 公営集合住宅
- ・ ホテル
- ・ NPO 活動拠点
- ・ グループ活動拠点

## 9. 適正規模化推進校の統合計画

(1) 本米崎小学校は、横堀小学校と平成26年度までに統合します。

本米崎小学校の統合については、隣接する横堀小学校若しくは額田小学校となりますが、本米崎小学校の普通教室数は6教室であるため、本米崎小学校への統合は困難です。横堀小学校は12教室、額田小学校は11教室を有しており両校とも可能です。

また、両校とも既存校舎の耐震補強工事も完了しており、教育環境に決定的な差異は認められません。本米崎小学校の学区の見直しなどによる分割統合など柔軟な検討も必要であると思われませんが、歴史的背景と地域住民の生活の関わりなど住民相互の繋がりを考慮すると、分割統合は地域コミュニティの混乱を招く恐れがあります。これらのことから、本米崎小学校は、横堀小学校と平成26年度までに統合します。

本米崎 小学校	平成 22 年度		横 堀 小 学 校	平成 22 年度		平成 26 年度		額 田 小 学 校	平成 26 年度 (再編後)		平成 30 年度 (再編後)		平成 34 年度 (再編後)							
	児童数	学級数		児童数	学級数	児童数	学級数		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数				
	53	5		197	7	193	7 (9)		238	10 (12)	237	9 (12)	225	7 (13)	222	9 (11)	179	8 (9)	168	8 (8)
	平成 26 年度			平成 26 年度		平成 26 年度			平成 26 年度		平成 26 年度		平成 26 年度		平成 26 年度		平成 26 年度		平成 26 年度	

※( )は文部科学省教職員定数改善計画(案)による学級数。

※学級数には、特別支援学級を含む。

(2) 戸多小学校は、芳野小学校と平成26年度までに統合します。

戸多小学校の統合については、隣接する芳野小学校若しくは瓜連小学校となりますが、戸多小学校の普通教室数は6教室であるため、戸多小学校への統合は困難です。芳野小学校は12教室、瓜連小学校は19教室を有しており両校とも可能ですが、特別支援学級の設置状況も考慮する必要があります。

既存校舎の耐震補強工事については、芳野小学校は平成23年度完了する予定であり、瓜連小学校は、新基準による校舎です。地理的状況により学区の見直しを行うなど通学区域の弾力的運用や変更等を行い、芳野小学校及び瓜連小学校への分割統合など柔軟な検討も必要であると思われませんが、現在の中学校区、歴史的背景や生活圏及び住民相互の繋がりによる地域との関わりを考慮すると、地域コミュニティの混乱を招く恐れがあります。これらのことから、戸多小学校は、芳野小学校と平成26年度までに統合します。

戸多小学校	平成22年度		芳野小学校				平成26年度		平成26年度 (再編後)		平成30年度 (再編後)		平成34年度 (再編後)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
	72	6	268	12	219	10 (11)	265	12 (14)	239	10 (14)	227	8 (14)		
	平成26年度		瓜連小学校				平成26年度 (再編後)		平成30年度 (再編後)		平成34年度 (再編後)			
46	5 (5)	398	13	321	12 (13)	367	13 (14)	275	11 (13)	235	8 (13)			

※( )は文部科学省教職員定数改善計画(案)による学級数。

※学級数には、特別支援学級を含む。